

『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』運営事業」 業務委託 仕様書

1 業務目的

国際金融都市 OSAKA の実現に向け、大阪に進出を希望する金融系外国企業等（※）を対象に、一般的な企業誘致窓口では対応できない金融の専門的な問合せや相談等をはじめビジネス面、生活面等での支援に対応する『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』（以下「サポートセンター」という。）の運営業務を実施するとともに、大阪府・大阪市が別途実施する金融系外国企業等誘致に関する取組みとの連携により、海外における大阪の国際金融都市に向けた取組みの認知度を高め、大阪への金融系外国企業等の誘致件数の増加につなげる。

本事業の実施により、世界中から金融系外国企業等・人材の呼び込みにつなげ、東西二極の一極として、独自の個性・機能を持つ国際金融都市を形成し、大阪のさらなる飛躍につなげていくことをめざす。

※金融系外国企業とは、外国法に基づき設立された資産運用業者（投資運用業、投資助言・代理業など）を中心とした金融系企業及びフィンテック企業（IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者）をさす。

「等」については、海外のミドルバックオフィスなど金融系企業が業務を行うために必要な企業及び上記の国内企業も含む。

2 履行場所

委託者が指定する場所

3 履行期間

令和6年6月1日（予定）から令和7年3月31日まで

4 委託上限額

21,772,360円（税込）

※本事業を履行するすべての経費を含む。

5 業務内容及び企画提案を求める内容

(1) 『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』運営業務

| | |
|------|--|
| 業務内容 | <p>①相談・支援業務</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪進出を検討している金融系外国企業等を対象に、サポートセンターを運営し、相談員（名称：金融コンサルタント）による手続支援や生活支援等総合的なコンサルティングを提供する。 <p>【支援内容（想定）】</p> <ul style="list-style-type: none">ア 金融関連の日本の法制度、手続等に関する情報提供及び支援イ 金融系外国企業等の相談内容に応じた、金融専門家、弁護士等の相談 |
|------|--|

窓口等の紹介

ウ 従業員の住居・医療・教育等生活支援に係る相談への情報提供や関係機関の紹介

エ 必要に応じて、アからウの紹介機関との打合せへの同席・フォローアップ

オ 各種インセンティブ制度（税の軽減、補助金）の申請に係る支援（制度説明、申請に係る事前相談、申請に係るサポート（申請書作成支援含む）等）

カ 国の金融・資産運用特区制度が開始された際に必要な支援（各種英語対応に関する支援等）

キ 上記アからカに係る通訳業務

ク その他、金融系外国企業等の大阪進出に必要な支援（通訳業務を含む）

【窓口概要】

ア 受付時間：月曜から金曜まで（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）

午前9時00分から午後5時30分まで

イ 対応内容：窓口相談（オンライン含む）、電話・FAX・メール（委託者が指定する専用メールアドレスより発信）等による相談。これら以外の効果的な相談手法について積極的に提案し、導入の検討を図ること。

なお、受付時間中は、原則、相談員が常駐することとするが、やむを得ない事情により、相談員を配置できない場合は事前に委託者と協議し、了承を得ること。ただし、イベントへの参加等、委託者からの依頼により、相談員が不在となる場合についてはこの限りではない。

※専用メールアドレス：f-onestop@global-financial-city-osaka.jp

メールアドレスのサーバ管理費用及び事務処理費用は委託金額に含むこと（サーバ管理費用：月額30,000円（税別）、事務処理費用：25,000円（税別）（記載はすべて令和5年12月時点の金額））。

ウ 相談員：次の①～③を全て満たすもの。

①銀行、証券会社等の金融系企業又は金融関係省庁の出身者等金融行政及び金融業界に概ね5年以上の勤務経験を有し、金融業務に精通している者

②金融の専門用語を含めた日本語・英語の十分な語学力を有する者

③起業、スタートアップ等ビジネス開業に伴う相談に対応できる者

※契約締結以降、やむを得ない事情により、相談員を追加・交代等、変更する場合には、概ね1ヵ月前を基本として、事前に委託者と協議し、了承を得ること。

エ 設置場所等：グランフロント大阪北館ナレッジキャピタル（大阪府大阪市北区大深町3-1）8階コラボオフィス（K829号室）に設置する。

詳細は（別紙）ナレッジキャピタル コラボオフィス概要を参照すること。

【グランフロント大阪北館ナレッジキャピタル】

<https://kc-i.jp/facilities/business/collabo-office/>

- ・委託者と協議の上、支援に必要な金融法令やライセンス登録手続等に関する解説書（日本語・英語とも約 30 ページ）の改訂を行うこと。
なお、改訂内容については、金融・資産運用特区制度の開始に伴う法令や各種制度改正に関する事項の反映、法令改正の反映を想定している。統計データ等の最新データへの更新、府市等の取組みの追加等を想定している。

【解説書】

I. 大阪の概要

大阪の魅力

- (1) 独自の歴史と文化
- (2) 大阪の金融・経済力
- (3) 国際金融都市大阪の戦略
- (4) スーパーシティ構想
- (5) 2025 年日本国際博覧会（「大阪・関西万博」）

II. 金融マーケット

金融の可能性

- (1) 世界全体における日本の位置づけ
- (2) ESG 投資の推進
- (3) フィンテックの市場動向

III. 金融ライセンスと手続き

1. 代表的なライセンス事例

- (1) 資金移動業
- (2) 電子決済等代行業
- (3) 暗号資産交換業

2. 登録の事前手続き

- (1) 金融庁拠点開設サポートオフィスでの流れ
- (2) 金融商品取引業に係る登録審査手続の大まかな流れ
- (3) 金融庁への事前相談
- (4) 国際金融ワンストップサポートセンター大阪

IV. 大阪府の取り組み

1. 国際金融ワンストップサポートセンター大阪

- (1) サポート内容
- (2) 支援の流れ
- (3) O-BIC との連携
- (4) 補助金制度の紹介
- (5) その他のサポート

2. 連携機関

- (1) 金融庁
- (2) IBPC（一般財団法人大阪国際経済振興センター国際部）
- (3) 大阪イノベーションハブ
- (4) 日本貿易振興機構（JETRO）
- (5) Hack Osaka

②窓口機能強化のための関係機関等との連携

金融系外国企業等からの多様な相談に十分なサポートを行えるよう、以下に掲げる関係機関等との連携を行うこと。

- ・金融庁が設置している「拠点開設サポートオフィス」や近畿財務局と連携し、金融ライセンスに係る手続き等について包括的な相談支援を行う。

【拠点開設サポートオフィス】

<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>

【近畿財務局】

<https://lfb.mof.go.jp/kinki/file/rizai/pagekinki hp00400015.html>

- ・大阪外国企業誘致センター（以下、「0-BIC」という。）と相互に連携し、双方の資源を活用して相談支援が実施できるよう必要な情報連携・調整・フォローアップを行う。

【0-BICについて】

- ・場所 大阪市中央区本町橋 2-8 大阪商工会議所国際部内
- ・URL <http://o-bic.net/j/>
- ・主な業務
 - ア 不動産探索支援（物件紹介、不動産会社紹介）
 - イ （金融以外の）行政手続等の支援（登記関連情報提供等）
 - ウ 人材採用支援
 - エ ビジネスマッチング支援
 - オ 専門家等の紹介（公的資格を有した士業など）
 - カ 外国人起業家等に対する資金調達支援
 - キ 生活支援業務（居住に際して必要な行政手続きなど）
- ・JETRO（日本貿易振興機構）大阪本部と連携し、海外企業の日本進出や対日投資に関して展開している事業を可能な範囲で活用する。

【JETRO 大阪本部について】

- ・場所 大阪市中央区安土町 2 丁目 3-13 大阪国際ビルディング 29 階
- ・URL <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/osaka/>
- ・窓口機能の強化とエコシステム形成に必要な各種関係先とのネットワークを積極的に構築・強化し、利用者の開拓及びサービス向上に取り組むこと。
- ・その他のビジネス支援関連窓口等の活動とも連携し相談支援を行う。

③利用者の開拓

- ・100 社以上の金融関係の相談件数の目標を設定した上で、「令和 6 年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」（以下、「誘致事業」という。）の受託者とも連携し、積極的な営業活動を行うなどサポートセンターの利用者の開拓を行う。

※委託者、誘致事業受託者、関連団体、又はその他の連携団体が主催するイベント（Web 含む）に参加、登壇、ブース出展するなどして、サポートセンターのプロモーション活動を積極的に行うこと。

※金融関係の相談件数は、委託者が指定する案件管理表を基に計上し、計上方法の詳細は以下を基本とするが、契約締結前に協議を行い、決定するものとする。

【金融関係の相談件数の考え方】

- 1 相談件数の目標：100 社
- 2 相談者の属性：大阪に進出したことがない金融系外国企業等に限定し、取材・視察対応や、他の相談窓口・支援機関からの相談等は含まない。（ただし、大阪に拠点を設置している金融系企業が新たに会社を興し、別の金融事業を始める場合は、相談件数に含めるものとする。）
- 3 相談内容：金融ライセンスの相談に限定されず、オフィスの紹介や補助金の問い合わせ、従業員の住居・医療・教育等生活相談その他、進出に必要となる相談等も含む。
- 4 計上方法：件数は企業数で計上。（やりとりの回数に関わらず、1 社あたり 1 社と計上。）
- 5 計上のタイミング：センター側から企業への案内メール送付等相談を誘引する行為を行った時点では計上せず、誘引行為の結果、実際に当

| | |
|-------------------------------|---|
| | <p>該企業等から進出等に関する相談があり、対応を行った時点で計上。 6 記載確認方法：原則として受託者から報告される案件管理表等により確認。なお、委託者において、契約書に基づき、実地での確認を行うことがある。</p> <p>※相談件数について、委託者において点検・確認を行う場合がある。 ※昨年度以前のワンストップサポートセンター運営業務において、相談対応したことのある企業からの相談についても1社として計上する。</p> <p>④誘致促進に向けたフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を行った金融系外国企業等に対し、定期的な連絡等で進出等の進捗状況についてフォローアップ（伴走支援）を行うとともに、データを収集・分析する。 <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①から④に掲げる業務のほか、国の金融・資産運用特区制度が開始されるなど、新たに取り組むべきことが生じた場合は、委託者と協議のうえ柔軟に対応すること。 |
| <p>企画提案を 求める事項</p> | <p>①業務内容を効果的・効率的に実施できる専門性の高い人材配置について。 ②面談等での企業ニーズを踏まえた適切な支援・連携を行えるよう、金融庁及び0-BIC等と連携した運営体制について。また、エコシステム形成のためのネットワークのあり方と構築・強化の手法。 ③金融関係の相談件数の目標を設定した上で、当該目標を達成することが可能となる利用者の開拓のための具体的な手法、目標達成可能と考える根拠。また、参加するイベントの名称やその他プロモーションの計画。 ④誘致促進に向けたフォローアップ（企業ニーズに応じた関係先の紹介などの伴走支援）やデータ収集・分析の内容・手法について。</p> |
| <p>(2) 業務遂行能力</p> | |
| <p>企画提案を 求める事項</p> | <p>本事業に係る以下について示し、提案すること。</p> <p>①過去（5年以内）の類似事業の実績を示すこと。 ②月次報告等を通じて進捗管理が可能なスケジュールを提案すること。 ※令和6年6月1日（土曜日）に業務開始を予定している。 ※なお、契約締結後、業務開始までの期間に、令和5年度「『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』運営業務」受託者より業務等の引継ぎを予定している。</p> |

6 施設及び備品

(1) 施設（記載はすべて令和5年12月時点の金額）

施設については、委託期間中、受託者は、ナレッジキャピタルを賃貸人として、定期賃貸借契約（以下、「賃貸借契約」という。）を締結し、下記の賃借料等必要な費用は受託者が負担すること。詳細は（別紙）ナレッジキャピタル コラボオフィス概要にて確認すること。

① 月額賃借料：335,610円（税別）

② 電話基本料及びインターネット回線基本料：月6,000円（税別）及び通話料

- ③ナレッジサロン会費（1口）：84,500円（税別）※6月～翌年3月の10ヶ月分を一括払い
- ④敷金：月額賃料2ヶ月分
- ⑤ナレッジサロン初期登録手数料 10,000円（税別）（令和5年度の「『国際金融ワンストップセンター大阪』運営事業」の受託者が本事業の受託者となる場合には不要）
- ⑥その他、受託者において、本事業の実施にあたり必要となる費用

（2）備品

備品については以下のものを受託者の負担において用意し、必要な設定等を行うこと。

- ・パソコン
- ・カラー複合機
- ・消耗品
- ・その他必要備品

（3）その他受託者負担となるもの

業務を行うための物品や設備等に係る購入費、工事費、設置費、電話料金、FAX回線費、プロバイダ契約料金、リース代及び利用代、その他の通信費等については受託者が負担するものとする。

7 実施計画及び事業実施状況の定期報告等

（1）実施計画の策定

- ア 本委託の実施に際し、受託者は履行開始後原則2週間以内に実施計画（サポートセンター運営計画）（目標相談件数含む）を策定し、委託者の承認を得ること。
- イ 受託者は実施計画の変更をしようとするときは、事前に協議の上、変更した実施計画を提出し、委託者の承認を得ること。

（2）連絡体制

委託者への連絡体制を整備し、各種報告業務を速やかに履行すること。

（3）事業実施状況の定期報告

受託者は委託契約に基づいて業務を実施し、以下の内容に係る報告書を作成のうえ、原則、週1回、委託者に提出すること。報告書の様式は、委託者・受託者協議の上決定する。

- ・金融系外国企業等からの照会、相談、問合せ等について、その内容及び企業の概要や事業展開の状況、問い合わせた担当者等の全件記録
- ・外国企業等からの照会、相談、問合せ等のうち、0-BICの相談員等が対応した件について、その内容や問い合わせた担当者等の全件記録

8 本委託業務にあたっての留意点

（1）受託者の責務

①関係諸法令の遵守

本委託業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守し、公序良俗に反することのない

ようにすること。

②公正かつ中立的な姿勢

本委託業務の遂行にあたっては、受託者は常に公正かつ中立的な姿勢を保つこと。

③個人情報等の取扱い

受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報を紛失したり、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らしたりすることのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きを行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

④施設・備品の目的外使用の禁止

受託者は、本委託業務を行うための施設又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。

⑤苦情等の処理

本委託業務の実施に伴い生じたトラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。

⑥損害賠償責任

受託者が、本委託業務を行うにあたって、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負うこと。

(2) 所有権・著作権の帰属

①本委託契約により受託者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、委託者に帰属する。

②受託者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

③受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 再委託の取扱い

①委託する本業務の主要な部分について第三者に委託することを禁止する。

②主要な部分以外の部分について第三者に委託する場合には、事前に委託者と協議し、了承を得ること。なお、第三者に委託する場合においても、仕様書に定める事項について、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うものとする。

(4) 業務等の引継ぎ

①契約が終了する場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。）には、受託者は、契約期間中に引継ぎ期間を設け、新たな受託者に円滑に業務を引き継ぐこと。

②本事業の業務全般にわたる引継書を作成し、書面及び電子データにより、委託者へ提出すること。なお、引継書の内容は、委託契約に基づいて実施した業務全般に関する

内容について、処理手順・申し合わせ事項等を詳細にかつ具体的に述べているものであること。

- ③サポートセンター業務について、委託者から窓口相談員の継続対応を要請する場合があるが、その際には、協議するものとする。

9 委託事業完了後、委託者へ提出するもの

(1) 提出物

①業務報告書

- ・「7（3）事業実施状況の定期報告」で報告した内容等を踏まえ、受託業務全般の実施結果（目標相談件数に対する結果含む）について報告すること。
- ・業務報告書（カラー紙媒体） 3部
- ・報告書のデータを格納したCD-ROM 1部

②その他、委託者が指定するもの

(2) 納入期限

令和7年3月31日

(3) 業務完了

納入品の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

(4) 納入場所

大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当

住 所：大阪府中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁本館5階

10 その他

- ・受託者は、事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。なお、事業の実施に際して、委託者は受託者と協議のうえ、企画提案内容から調整できるものとする。
- ・委託者は、受託者が事業の各種業務を適切に実施していないと認めるとき、その他、各種業務の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、必要な措置を決定する。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。

(別紙) ナレッジキャピタル コラボオフィス概要 (記載はすべて令和5年12月時点の金額)

| | |
|-----------|---|
| 賃貸面積 | 18.29㎡ (5.53坪) (K829号室) |
| 契約形式 | 定期建物賃貸借契約 (自動更新なし) |
| 契約期間 | 令和6年6月1日～令和7年3月31日 |
| 賃料 | ①月額335,610円 (税別)、毎月払い (当月分賃料を前月末まで、振込にて) ※共益費、電気料金、空調費 (平日8:30～19:00のみ)、清掃費 (平日深夜) 含む。 |
| 付帯費用 | ②電話基本料及びインターネット回線基本料 月6,000円 (税別) 及び通話料 ◆時間外空調費 (2.2円/㎡・30分) ③ナレッジサロン会費 84,500円 (税別) (※6月～翌年3月の10ヶ月分) |
| 初期費用 | ④ナレッジサロン初期登録手数料/10,000円 (税別) ⑤敷金 (注) : 月額賃料×2ヶ月分相当 (契約終了時、原状回復工事費別途。ただし、受託者が次年度もサポートセンターの運營業務の受託者となり、ナレッジキャピタルと定期建物賃貸借契約を改めて締結する場合、本賃貸借契約期間満了に伴う原状回復工事は不要) |
| 中途解約 | 3ヶ月前書面予告により可 (ペナルティなし) |
| 造作等設置 | 原則不可 |
| 利用時間 | 24時間可 (ナレッジサロン営業時間は9:00～23:00) |
| 住居表示 | 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪ナレッジキャピタル8階 K829号室 住所登記可 |
| 郵便受け | 有 (7階廊下に設置) |
| 室な備品 | 机、椅子、収納、電話 (外線、内線)、インターネットHUB、床コンセントタップ |
| 来客受付 | 有 (ナレッジサロン受付から各室内線電話へ連絡) エレベーターホール (北1、北3) 各室直通内線電話あり |
| プロジェクトルーム | 利用料: 無料 (予約制) 1日2時間 (※準備撤収含む) /2回まで予約可 (翌月末までの予約可、1室単位でのご予約) |

※配置図等は、ナレッジキャピタル HP を参照すること。

<https://kc-i.jp/facilities/business/collabo-office/>